

◇家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（令和二年法律第二〇一〇号）（農林水産省）
期日を定める政令（政令第二〇〇号）（農林水産省）

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（令和二年法律第二〇一〇号）の施行期日を令和二年七月一日とし、飼養衛生管理に係る指導等の実施に関する指針・計画制度の創設に関する規定の施行期日を令和三年四月一日とすることとした。

◇家畜伝染病予防法施行令の一部を改正する政令（政令第二〇一〇号）（農林水産省）

1 家畜の伝染性疾患病の名称のうち、「水胞性口炎」「フルセラ病」「結核病」「ビロプラスマ病」「アナプラズマ病」「豚水胞病」及び「家きんサルモネラ感染症」の名称を、それぞれ「水疱性口内炎」「フルセラ症」「結核」「ビロプラズマ症」「アナプラズマ症」「豚水疱病」及び「家きんサルモネラ症」に変更することとした。（第一条及び第六条関係）

2 家畜以外の動物における伝染性疾病のまん延による当該伝染性疾病の病原体の拡散を防止するための通行の制限又は遮断の手続について、家畜伝染病のまん延を防止するための通行の制限又は遮断の手続を定める第五条の規定を準用することとした。（第七条関係）

3 2により都道府県又は市町村が処理することとされている事務について、地方自治法（昭和二年法律第六七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とするとした。（第一一二条関係）

4 その他の規定について所要の整備を行うこととした。

5 この政令は、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（令和二年法律第二〇一〇号）の施行の日（令和二年七月一日）から施行することとした。
(経済産業省)

◇強制かつ持続可能な電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四九号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和二年七月一日とすることと

◇毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（政令第二〇三号）（厚生労働省）

1 次に掲げる物を毒物に指定することとした。

(第一条関係)

(一) 酸化コバルト (II) 及びこれを含有する製剤

(二) ジブチル (ジクロロ) スタンナン及びこれを含有する製剤

(三) 次に掲げる物を劇物に指定することとした。

(第二条関係)

(一) 一アミノプロパン一一オール及びこれを含有する製剤。ただし、一アミノプロパン一一オール四パーセント以下を含有するものを除く。-

(二) 二一イソブトキシエタノール及びこれを含有する製剤。ただし、二一イソブトキシエタノール一〇パーセント以下を含有するものを除く。

(三) オキシラン一一イルメチル＝メタクリラート及びこれを含有する製剤

(四) 一クロロ一四一二トロベンゼン及びこれを含有する製剤

(五) 二・四ジクロロフェノール及びこれを含有する製剤

(六) ノニルフェノール及びこれを含有する製剤。ただし、ノニルフェノール一パーセント以下を含有するものを除く。

(七) 一ビニル一一ヒドリドン及びこれを含有する製剤。ただし、一ビニル一一ヒドリドン一〇パーセント以下を含有するものを除く。

(八) ふつ化ナトリウム及びこれを含有する製剤。ただし、ふつ化ナトリウム六パーセント以下を含有するものを除く。

(九) ベンゼン一一・四ジカルボニル＝ジクロリド及びこれを含有する製剤

(十) ベンゾイル＝クロリド及びこれを含有する製剤。ただし、ベンゾイル＝クロリドO・O五パーセント以下を含有するものを除く。

(三) 剤
 (四) 硫化二ナトリウム及びこれを含有する製剤
 3 次に掲げる物を劇物から除外することとした。
 (第二条関係)
 (一) 四一二チルオクタ一二エンニトリル及びこれ
 を含有する製剤
 (二) 三・四ジメチルベンゾニトリル及びこれ
 を含有する製剤
 (三) 水酸化リチウム一水和物○・五バーセント
 以下を含有する製剤
 4 この政令の施行に関する必要な経過措置を設
 けることとした。(附則第二項及び第三項関係)
 5 この政令は、令和二年七月一日から施行することとした。ただし、3については、公布の日から施行することとした。

◇投資の促進及び保護に関する日本国とモロッコ
 王国との間の協定(条約第三号)(外務省)

この協定は、投資の促進及び保護に関する包括的かつ詳細な事項を規定しており、投資環境の枠組みを整備するものであつて、その概要是次のとおりである。

1 この協定における用語を定義している。(第一
 条関係)

2 一方の締約国は、自國の関係法令に従い、他
 方の締約国の投資家による投資を許可すること
 等を規定している。また、各締約国は、この協
 定の実施及び運用に関連し、又は影響を及ぼす
 法令等を可能な限り合理的な期間内に公表する
 こと等を規定している。さらに、各締約国は、
 自國の関係法令に従い、この協定の対象となる
 事項に影響を及ぼす一般に適用される規制の設
 定等を行う前に、公衆による意見提出のための
 合理的な機会を与えるよう努力することを規定し
 ている。(第二条関係)

3 一方の締約国は、投資活動に関する、他方の締
 約国の投資家及びその投資財産に対しても内国民
 待遇及び最惠国待遇を与えること等を規定して
 いる。(第三条関係)

4 一方の締約国は、他方の締約国の投資家の投資財産に對して公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む國際慣習法に基づく特遇を與えること等を規定している。(第四条関係)

5 両締約国は、世界貿易機関設立協定附属書第一A 貿易に關連する投資措置に關する協定に基づく自國の義務を再確認すること等を規定している。(第五条関係)

6 この協定のいかなる規定も、両締約国が當事国である世界貿易機関設立協定及び知的財産権の保護に関する多數国間協定に基づく権利及び義務に影響を及ぼすものと解してはならないことを規定している。(第六条関係)

7 各締約国は、自國の關係法令に従い、この協定の対象となる事項に關する腐敗行為の防止等のための措置をとること等を確保するよう努めることを規定している。(第七条関係)

8 一方の締約国は、外國人の入国等に關する自國の法令に従うこと等を條件として、他方の締約国の国籍を有する自然人に対し、投資に關連する活動に從事することを目的として自國の領域に入國し、及び滞在することを許可することを規定している。(第八条関係)

9 いづれの締約国も、公共の目的のためのものであること等の要件を満たさない限り、收用、国有化等を実施してはならないこと等を規定している。(第九条関係)

10 一方の締約国は、武力紛争等により投資財産に關して損失等を被つた他方の締約国の投資家に対する原状回復等に關し、内国民待遇又は最惠國待遇を與えること等を規定している。(第一〇条関係)

11 一方の締約国は、一定の場合を除くほか、他方の締約国の投資家に關連する全ての資金の移転が、自由に、かつ、遲滞なく行われることを確保すること等を規定している。(第一一一条関係)

12 いづれの締約国も、國際收支及び對外支払に關して重大な困難が生じてゐる場合等には、國境を越える資本取引等について措置を採用し、又は維持することができること等を規定している。(第一二条関係)

13 締約国は、信用秩序の維持のための措置をとることを妨げられないこと等を規定している。(第一三条関係)

第一条中第十三号の五を第十三号の六とし、第十三号の四を第十三号の五とし、第十三号の三を第十三号の四とし、第十三号の二の次に次の一号を加える。

十三条の三 ジフチル(ジクロロ)スタンナン及びこれを含有する製剤

第二条第一項中第四号の八を第四号の九とし、第四号の七を第四号の八とし、第四号の六の次に次の一号を加える。

四の七 一アミノプロパン一一オール及びこれを含有する製剤。ただし、一アミノプロパン一一オール四%以下を含有するものを除く。

第二条第一項第八号の次に次の一号を加える。

八の二 二イソブトキシエタノール及びこれを含有する製剤。ただし、二イソブトキシエタノール一〇%以下を含有するものを除く。

第二条第一項中第十八号の四を第十八号の五とし、第十八号の三の次に次の一号を加える。

十八の四 オキシラン一一イルメチルリマタクリート及びこれを含有する製剤

第二条第一項中第二十八号の十四を第二十八号の十五とし、第二十八号の九から第二十八号の十三までを一号ずつ繰り下げ、第二十八号の八の次に次の一号を加える。

二十八の九 一クロロ一四ニトロベンゼン及びこれを含有する製剤

第二条第一項第三十二号中(184)を(186)とし、(110)から(183)までを(112)から(185)までとし、(109)を(110)とし、その次に次のように加える。

(111) 三・四ジメチルベンゾニトリル及びこれを含有する製剤

第二条第一項第三十二号中(108)を(109)とし、(109)から(107)までを(108)から(108)までとし、(108)の次に次のように加える。

(112) 四エチルオクタ一三エンニトリル及びこれを含有する製剤

第二条第一項中第四十一号の四を第四十一号の五とし、第四十一号の三の次に次の一号を加える。

四十一の四 二・四ジクロロフェノール及びこれを含有する製剤

第二条第一項第六十八号の三ただし書中「〇・三%」を「〇・五%」に改め、同項第七十八号の次に次の一号を加える。

七十八の二 ノニルフェノール及びこれを含有する製剤。ただし、ノニルフェノール一%以下を含有するものを除く。

第二条第一項第八十二号の次に次の一号を加える。

八十二の二 一ビニル一一ビロリドン及びこれを含有する製剤。ただし、一ビニル一一ビロリドン一〇%以下を含有するものを除く。

第二条第一項第八十五号の十二の次に次の二号を加える。

八十五の十三 ふつ化アンモニウム及びこれを含有する製剤

八十五の十四 ふつ化ナトリウム及びこれを含有する製剤。ただし、ふつ化ナトリウム六%以下を含有するものを除く。

第二条第一項第九十二号の二の次に次の二号を加える。

九十二の三 ベンゼン一一四ジカルボニルリジクロリド及びこれを含有する製剤

九十二の四 ベンゾイルリクロリド及びこれを含有する製剤。ただし、ベンゾイルリクロリド〇・〇五%以下を含有するものを除く。

第二条第一項中第九十八号の十二を第九十八号の十三とし、第九十八号の八から第九十八号の十一までを一号ずつ繰り下げ、第九十八号の七の次に次の一号を加える。

九十八の八 メタンスルホン酸及びこれを含有する製剤。ただし、メタンスルホン酸〇・五%以下を含有するものを除く。

政令第二百三号

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令
内閣は、毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三百三号)別表第一第二十八号、別表第二第九十四号及び第二十三条の五の規定に基づき、この政令を制定する。

毒物及び劇物指定令(昭和四十年政令第二号)の一部を次のように改正する。

第一条中第六号の十五を第六号の十六とし、第六号の十四を第六号の十五とし、第六号の十三を第六号の十四とし、第六号の十二の次に次の一号を加える。

六の十三 酸化コバルト(II)及びこれを含有する製剤

内閣総理大臣 安倍晋三

御名 御璽

令和二年六月二十四日

第二条第一項第一百二号の三の次に次の二号を加える。
 百二の四 硫化水素ナトリウム及びこれを含有する製剤
 百二の五 硫化二ナトリウム及びこれを含有する製剤

附 則

(施行期日)

- 1 この政令は、令和二年七月一日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号及び第六十八号の三ただし書の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この政令の施行の際現にこの政令による改正後第一条第六号の十三及び第十三号の三並びに第二条第一項第四号の七、第八号の二、第十八号の四、第二十八号の九、第四十一号の四、第七十八号の二、第八十二号の二、第八十五号の十三、第八十五号の十四、第九十二号の三、第九十二号の四、第九十八号の八、第一百二号の四及び第一百二号の五に掲げる物の製造業、輸入業又は販売業を営んでいる者が引き続き行う当該営業については、令和二年九月三十日までは、毒物及び劇物取締法

(次項において「法」という。)第三条、第七条及び第九条の規定は、適用しない。

- 3 前項に規定する物であつてこの政令の施行の際現に存するものについては、令和二年九月三十日までは、法第十二条第一項(法第二十二条第五項において準用する場合を含む。)及び第二項の規定は、適用しない。

厚生労働大臣 加藤 勝信
内閣総理大臣 安倍 晋三